

陳 情 書

【陳情の趣旨】

ライドシェアは、二種免許を持たない一般ドライバーが自家用車で旅客を輸送するもので、安全を旨とする公共交通とは相容れないものです。

実際にライドシェアが行われている諸外国では、事故や犯罪など多くの問題を引き起こし、当局から禁止されているところも多数です。また、わが国では道路運送法に違反する白タク（無許可タクシー）行為に相当し、国土交通省は、安心・安全を担保できないとして一貫してライドシェアの導入を拒否しています。

一方、リフト社に 3 億ドルを出資し取締役にもなっている楽天・三木谷社長は、新経済連盟代表理事としての立場を利用して、規制改革会議や国家戦略特区諮問会議にはたらきかけ、現行法を無視した「特区」という手法でのライドシェア導入を画策してきました。

そうしたなか、2016 年 5 月 27 日、参議院本会議で「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（国家戦略特区改正法）」が自民，公明，おおさか維新の会（当時）の賛成多数で可決・成立しました。

この改正法は、「過疎地等での観光客の交通手段として、自家用自動車の活用を拡大する」という安倍首相の発言を契機に具体化し、海外からの旅行者を主な対象にして自家用有償旅客運送を拡張するというものですが、実際には旅行者に限定せず、だれでも自家用車で運送でき、将来のライドシェア合法化への道ならしとしての意味を持っているものと私たちは危惧しています。

そうしたことを受けて、「いわゆるライドシェアの導入は認めないこと」などを盛り込んだ附帯決議が採択されました。

私たち全国自動車交通労働組合総連合東京地方連絡会（略称：自交総連東京地連）は、全自交労連など他のハイタク関係団体・労組や東京ハイヤー・タクシー協会など事業者団体とも協力・共同し、行政や国会議員への要請、駅・ターミナルでの利用者への宣伝などを旺盛に取り組んでいます。

今回の法改正を契機に、国家戦略特区において、ライドシェア企業であるウーバー、リフトなど外国企業のスマホアプリを使った自家用有償旅客運送を

安易に導入することは、危険なライドシェアにつながりかねないもので慎重な対応が必要です。

交通が困難となっている地域の交通問題への対応としては、公共交通機関であるタクシーを使った「乗合タクシー」や「デマンドタクシー」などの運行が各地で取り組まれており、国の補助等もあります。安全なタクシーの活用をご検討いただきたいと思います。

狛江市議会議員の方々におかれましては、本陳情の趣旨をご理解いただき、ご尽力の程よろしくお願い申し上げます。

【陳情事項】

- 1 狛江市議会は、タクシーが公共交通機関として利用者に負っている「安心・安全」を破壊するライドシェア、いわゆる「白タク合法化」に反対する意見書を採択し、衆参両院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、規制改革担当大臣あてに提出してください。